

# 「静岡市感染症予防計画（案）」について、 あなたの意見をお聞かせください！

静岡市では「静岡市感染症予防計画」の策定を進めています。  
市民委員、医療関係者、感染症に関する有識者などから構成される「静岡市感染症対策協議会」での協議を経て、計画案を作成しました。

今回、広く市民の皆さまのご意見を伺うためのパブリックコメントを実施し、計画内容に反映させていただきます。

ぜひ、たくさんのご意見・ご提案をお願いします

**【期間】 令和6年1月18日（木）～2月19日（月） 必着**

## ○資料の閲覧について

静岡市感染症予防計画（案）は次の場所で閲覧できます。

- (1) 静岡市保健所 保健予防課（静岡市葵区城東町24番1号 保健所棟2階）
- (2) 保健所清水支所（静岡市清水区旭町6番8号 清水庁舎2階）
- (3) 各区役所の市政情報コーナー
- (4) 各保健福祉センター
- (5) 静岡市ホームページ ([https://www.city.shizuoka.lg.jp/388\\_000214.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/388_000214.html))

## ○ご意見の提出方法について

期間内に、次のいずれかの方法でご提出ください。

- (1) 郵 送：〒420-0846 静岡市葵区城東町24番1号  
静岡市保健所 保健予防課 新型感染症係 あて
- (2) ファクシミリ：FAX番号 054-249-3153
- (3) 持 参：静岡市葵区城東町24番1号 保健所棟2階 保健予防課 新型感染症係
- (4) 電 子 申 請：市ホームページにある応募専用フォームでご提出ください。

## ○問合せ先

〒420-0846 静岡市葵区城東町24番1号  
静岡市保健所 保健予防課 新型感染症係  
TEL：054-249-3178 / FAX 054-249-3153

## 目的と背景

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、新たな感染症危機に備えるため、令和4年12月に感染症法が改正され、令和5年度中に、保健所設置市である静岡市も感染症の予防のための施策の実施に関する計画（感染症予防計画）を策定し、感染症対策の一層の充実を図ることとなりました。

この静岡市感染症予防計画では、平時からの備えを確実に推進するため、県や医療機関等との連携、検査能力の向上、感染症患者発生を想定した訓練の実施、保健所の機能強化、専門職員の育成等について記載し、有事体制への速やかな移行ができる体制の整備を図ります。

## 計画の期間

令和6年度から令和11年度まで（6年間）

## 静岡市感染症予防計画の概要

静岡県の実施する感染症対策との整合性を図るため、全体としては県予防計画に沿った内容とする一方で、静岡市独自の内容として以下の4つのポイントと数値目標の設定について記載することとしています。

ポイント1：静岡市感染症対策協議会を通して、市内の関係機関との連携を強化します。

ポイント2：予防接種の効果や副反応をモニタリングし、市民の不安解消に努めます。

ポイント3：新たな感染症に備えた検査体制を構築し、初期対応に備えます。

ポイント4：平時から感染症に関する情報提供体制を整備し、有事の際に活用します。

### 数値目標設定の考え方

項目	時期	内容（国目標の目安に基づき設定）	数値目標（暫定）
検査能力及び検査機器確保数（PCR検査等によるもの）	流行初期及び流行初期以降	新型コロナ対応で確保した環境保健研究所における最大検査能力数（新型コロナ発生1年後と同程度）を設定	84件/日
	平時	環境保健研究所の現在設置している検査機器数を設定（稼働できる体制の維持）	3台
人材育成 資質の向上	平時	保健所職員等（庁内専門職を含む）の研修・訓練を1年間に1回以上実施する旨を記載	1回以上/年
保健所の体制整備（保健所の人員、IHEAT確保数）	流行初期及び流行初期以降	流行開始1か月間に想定される業務量（2022年1月からの第6波と同規模）に対応可能な保健所の人員確保数を設定	42～54人
	平時	1年間のIHEAT研修受講人数を設定（現在の市内登録者数を維持）	12人/年

※IHEAT：都道府県単位で登録された有事の際に保健所を支援する潜在保健師等

### 参考：改定静岡県感染症予防計画（骨子案）

第1章 感染症の予防の推進の基本的な方向	I 対策に当たっての基本方針 II 関係機関の役割及び県民や医師等の役割
第2章 各論	I 発生前及び発生後の対策 II 医療提供体制の整備 III 国・市町・他県及び関係機関との連携協力の推進 IV 調査研究の推進及び人材の育成 V 感染症に関する知識の普及啓発と情報提供 VI 特に総合的に予防対策を推進すべき感染症対策 VII その他の施策
第3章 ふじのくに感染症管理センター	